



議会だより

鎌倉市議会

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号
電話：0467(23)3000 内線 2448 FAX：0467(23)5825

鎌倉市議会ホームページ…………… [鎌倉市議会](#)

編集発行：鎌倉市議会広報委員会

平成26年6月定例会（6月11日～27日）

議会新役員、常任委員会等の委員構成が決定

●定例会の概要

- ・今定例会では、副議長選挙及び議会選出の監査委員の選出を行ったほか、各常任委員会等の委員構成を変更しました。また、18名の議員が一般質問を行いました。
- ・市長提出議案として、条例関係議案11件、補正予算議案5件、その他議案6件を可決し、教育委員会委員等の選任議案4件に同意、諮問1件を答申。また、一般会計補正予算については、付託先の総務常任委員会において継続審査となりました。
- ・議会提出議案として、人事案件1件に同意、「集団的自衛権行使を容認する憲法解釈についての意見書の提出について」外1件を可決、陳情5件を採択しました。

●定例会の主な動き

6月定例会/本会議（6/11～17）……………	新役員の決定、一般質問、議案上程、採決	（1～4面）
各常任委員会等（6/18～25）……………	議案・陳情審査等	（2～4面）
本会議（6/27）……………	委員長報告、緊急質問、議案上程、採決	（3・4面）

議会報告会・意見聴取会を開催しました！

～ 鎌倉市議会ってどんなところ？ Vol. 9 ～

現在検討中の議会基本条例では、議会情報を公開し、議会報告及び市民意見の聴取を行う場を設けることとしています。そこで、5月10日及び14日に議会報告会・意見聴取会を先行的に開催し、平成26年2月定例会の審査概要を報告した後、報告会の内容や議会運営、市政に関することについて参加者からご意見をいただきました。

議会報告会（約50分）



各常任委員長及び予算等審査特別委員長からそれぞれ2月定例会での審査内容や経過の報告を行いました。報告後に質疑を受けました。

意見聴取会（約1時間）



少人数のグループに分かれ、それぞれのテーブルに参加者と議員が同席し、ご意見を伺いました。各グループで出された意見について議員からその概要を発表しました。

意見聴取会でのご意見（抜粋）

<議会基本条例について>

- ・議会基本条例を作ろうとした背景。なぜ議会基本条例が必要なのか。

<議会報告会に関すること>

- ・報告の中で使われている用語の意味がわからないと、何が問題になっているのか伝わってこない。
- ・委員長報告は分かりやすい説明だったが、前に議員がずらりと座って固い感じがする。一方的に議員に説明されると質問がしにくい。
- ・これまで意見を出す場がなかったので、こういう場をどんどん作るべきだ。
- ・今後報告会での意見をどのように取り上げていくかが課題。

議会基本条例素案へのパブリックコメントを募集します！

募集期間：9月1日(月)～9月30日(火)まで 詳細は後日、市議会ホームページ等にて掲載します。

議会新役員決定

本市議会では、正・副議長など議会の各役員については、申し合わせにより任期を1年とし、6月定例会で改選することとしています。

6月11日の本会議冒頭において副議長選挙を行い、前川綾子議員が選出されました。（議長は留任）

また議会役員の改選に伴い、各常任委員会等の委員構成の変更がありました。

なお、議会選出の監査委員については、長嶋竜弘議員が選任されました。

【副議長選挙の結果】

前川綾子議員 21票
無効票（白票） 4票



中村聡一郎議長

市議会議員当選4回
副議長、監査委員、議会運営委員長などを歴任
（みんなの鎌倉）
台在住 51歳



前川綾子副議長

市議会議員当選3回
教育こどもみらい常任委員長、決算等審査特別委員長などを歴任
（鎌倉みらい）
浄明寺在住 54歳



長嶋竜弘監査委員

市議会議員当選2回
監査委員、議会運営副委員長などを歴任
（草莽の会）
極楽寺在住 50歳

委員会	各委員会の所属議員 （◎委員長 ○副委員長）			
総務常任	◎中澤 克之 永田磨梨奈	○保坂 令子 岡田 和則	千 一 松中 健治	中村聡一郎
教育こどもみらい常任	◎納所 輝次 高橋 浩司	○三宅 真里 久坂くにえ	竹田ゆかり	前川 綾子
観光厚生常任	◎吉岡 和江 渡邊昌一郎	○西岡 幸子 山田 直人	日向 慎吾	渡辺 隆
建設常任	◎池田 実 上島 寛弘	○小野田康成 赤松 正博	河村 琢磨 大石 和久	長嶋 竜弘
議会運営	◎久坂くにえ 日向 慎吾 岡田 和則	○山田 直人 中澤 克之 赤松 正博	河村 琢磨 納所 輝次	保坂 令子 高橋 浩司
議会広報	◎上島 寛弘 池田 実	○河村 琢磨 渡邊昌一郎	保坂 令子 小野田康成	西岡 幸子 吉岡 和江

一般質問

一般質問とは、市の事務や市が抱える課題等について市長などにたずぬるもので、**6月定例会では18名の議員が一般質問を行いました。**ここでは広報委員会、事項別に整理した一部の内容を掲載しています。

一般質問の全文は、8月下旬作成予定の本会議録を図書館や鎌倉市議会ホームページ内「会議録検索システム」でご覧ください。

渡邊昌一郎	「ふるさと雇用・着地型観光事業関連の疑義」「観光行政全般」
松中 健治	「市長の政治姿勢」
池田 実	「深沢地域のまちづくりについて」「ごみ処理政策について」
小野田康成	「不動産の管理、活用について」
竹田ゆかり	「安全・安心な暮らしを守るために」「働く環境を守るために」「教育環境条件整備」
中澤 克之	「防災等について」「観光等について」「子供たちの環境等について」「職員等について」「環境等について」
西岡 幸子	「教育現場におけるノーマライゼーションの実現を目指して」「ごみ処理行政について」
納所 輝次	「地域包括ケアシステムの構築について」
高橋 浩司	「包括予算について」
千 一	「重度訪問介護について」「高齢者介護と障害者介護について」「自転車との共存について」「通学路と児童について」「災害時の要援護者対策について」
保坂 令子	「ごみ処理施策」「情報システムの管理運営」
岡田 和則	「防災について」「給与構造改善について」「コピー機の管理について」「公有地の管理について」
河村 琢磨	「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)批准承認に伴う今後の市の対応について」「アルテクを活用した自治体運営の考え方について」「業務におけるBYODとシャドーITへの対策について」「デジタルタトゥーから考える情報リテラシー教育について」「国際戦略総合特区における地域活性化に向けた市の捉え方について」
吉岡 和江	「ごみ問題について」「安心・安全・健康に暮らしてつづけられるまちをめざして」
永田磨梨奈	「シティプロモーションについて」
上島 寛弘	「オープンデータ・ビッグデータを利用するこれからのまちづくりについて」「公園・海岸等、憩いの場の整備について」「放課後の子どもの居場所について」
三宅 真里	「鎌倉市長の国家観と政治姿勢等」「鎌倉の社会安全政策課題」
渡辺 隆	「市職員ならびに外郭団体(主に社協)の労務管理と給与」「労働組合、共済会への便宜供与是正」「子ども・子育て支援新制度施行に向けて」「公共施設再編の取組み姿勢」「道路の安全性」「文化財行政について」「土地利用について」

ごみ問題

本市におけるごみ問題について、次のような質問が行われました。

質問：平成25年度のごみ処理の実績を聞きたい。
環境部長：ごみ焼却量は、平成25年度3万6622ト、平成24年度3万7891トなので、ごみは減少している。なお、ごみ処理基本計画による平成25年度の焼却目標は3万7406トであり、目標より約780ト多く削減できた。
質問：平成26年度のごみ減量化の見通しはどうか。
同部長：家庭系ごみの戸別収集・有料化、また製品プラスチックの資源化の実施時期の遅れなどにより、ごみ処理基本計画で掲げた焼却

目標量の3万721トを達成することが困難な状況となっている。
質問：今泉の焼却施設が停止後の平成27年度末に向けた減量化の可能性と対策について聞きたい。
同部長：平成27年度末までに

ごみ焼却量を3万ト以下にするためには平成25年度の実績値より約6600トを確実に削減する必要がある。このため、有料化と減量施策を組み合わせるなど、最大限の効果を導き出すとともに、本年度中には民間事業者による資源化や小規模施設による処理等、新たな減量・資源化の方策を構築する予定である。
質問：削減が必要な約6600トのうち、2千トは有料化で減らせると見込んでいるが、残りの4600トのごみについては具体的にどう処理していくのか。
同部長：排出事業者へ分別指導を行う一つ、事業系ごみでは、手数料の改定で500ト、分別の徹底で約千トを、家庭系ごみでは、製品プラスチックの資源化で約300ト、家庭での取り組みで約1300トを、その他の取り組みでは約1500トの減量をそれぞれ見込んでいる。

質問：事業系ごみについて、収集運搬許可業者が運んできたごみの中に、分別されていないごみが混じっている場合、排出事業者にごみを戻しているのか。
同部長：分別されていないごみを排出事業者へ戻してい

るかどうかは確認していないが、今後調査を行い排出事業者への指導を徹底していきたい。
質問：議会では新焼却炉建設用地選定等、焼却方式の見通しも決まらない現段階で、家庭系ごみの戸別収集・有料化は実施すべきでないかと強く求める決議をしている。これを重く受け止める。これを重く受け止める。これを重く受け止める。これを重く受け止める。
同部長：戸別収集の対応についてはコストが高いという意見があり、収集コストを下げるのが課題になっている。こういうことをきちんと説明すべく、しかるべき対応をしていきたい。
質問：資源物のうち分別率が低いものは何か。
同部長：分別率が低いものは、紙パック約30%、布類約46%、容器包装プラスチック約59%、ミックスペーパー約73%であり、本市発行の減量通信などで分別率アップを呼びかけている。

安全・安心

本市における介護保険制度改正に向けた取り組みについて、次のような質問が行われました。

質問：高齢者介護については、要支援1から要介護5までの介護度のうち、要支援部

分が市に移管されることになると思いますが、移管される部分については、市としてどのようにサービス向上に努めていくつもりか。
健康福祉部長：平成27年度に予定される介護保険制度の改正により、要支援1、2の方に對する訪問介護及び通所介護が、全国一律の給付から、市町村が実施する地域支援事業(※)へ移管されることとなっている。

現時点で、具体的な内容等については、国から情報提供がされていないため、サービス内容の検討には入っていない状況であるが、夏ごろには国から内容についての提示があると聞いており、それを確認した後、介護事業者や利用者の方の意見を聞きながら、サービス向上に向けた検討を行っていきたくと考えている。
質問：この移管に関しては、一部で「要支援切り」とこの事態を生んでいるのは市長の責任ではないのか。
市長：本市のごみ処理基本計画にのっとってごみの削減・減量を事業者や市民と進めてきており、予定よりごみを削減してきている。ごみを3万ト以下にするのが実現できるように取り組みを進めていきたい。

批判もあるがどう考えるか。
同部長：国の説明によると、移管後も専門的なサービスを必要とする方は、引き続き、既存の事業所による専門的なサービスが利用でき、また、専門職からボランティアまで多様なサービスを適切に提供できるようにするとされていることか

ら、現時点では、必ずしもサービスが大きく低下することはないと考えている。いずれにしても、国から夏ごろに、制度改正に係るガイドラインが示される予定であることから、これを踏まえて、サービスの低下につながらないような工夫を検討していきたい。

質問：現在、本市の要支援1、2の方の人数がどのくらいか教えてほしい。
同部長：平成26年4月末時点で、要支援・要介護認定を受けている方の総数は9632人であり、うち要支援1の方が1339人、要支援2の方が1247人と

なっている。
質問：地域支援事業に移行していくに当たっては、そのための体制づくりとして、地域包括ケアシステムの構築、医療・介護・福祉の連携、認知症高齢者への対応など、非常に広範囲での取り組みとなる。
同部長：市は、地域包括支援センターが担う業務もこれまで以上に幅広くなることが考えられ、現在7カ所ある同センターを増やしていく必要があると思うが、今後の方向性を聞きたい。

陳情の議決結果

【採択した陳情】
◇鎌倉市を訪問する学童・生徒のための昼食等の施設確保についての陳情
陳情の要旨
他府県などから本市を訪れる児童・生徒の昼食をとる場所が非常に限られていることから、公的施設利用等の便宜を図ってほしいというもの

◇「憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書」を求める陳情
陳情の要旨
3件の陳情とも、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈に反対する意見書を国へ提出してほしいというもの
委員会及び本会議の審議結果
委員会、本会議ともに総員採択

◇市が定めたルールの全てを市ホームページに掲載することを求める陳情
陳情の要旨
本市のホームページに市が定めたルール(要綱や内規等)の全てを掲載し、いつでも閲覧できるようにしてほしいと

用語の解説

※印の用語について解説します。
地域支援事業
介護保険法に規定された介護予防事業で、被保険者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合でも、地域において、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。市町村が責任主体となり実施する。

連絡会を開催し、課題解決や長期的計画のあり方についての情報交換を行っている。また、情報共有の場として湘南地域での連絡協議会も設けており、今後このような場を活用することで、情報交換や共有化を図っていく。

海の家

本市における海の家について、次のような視点から質問が行われました。

質問：夜間、海の家は明るい
が、砂浜は暗いため、街灯やサーチライト等の設置を検討してほしいかがか。

市民活動部長：海水浴場の開設期間中は、海岸の出入り口や川岸に仮設防犯灯を設置しており、夜間の事故防止や避難時の手助けになると考えている。さらに花火大会開催時には、材木座には非常用照明、由比ヶ浜には非常用投光器を出入り口に設置している。

質問：海の家も含め、夜間の防災対策をさらに検討すべきではないか。また、津波のシミュレーション映像を本市でも作成することはできないか。

防災安全部長：照明器具の設置とともに、夜間の避難訓練の実施が効果的と考える。また、シミュレーション映像は被害状況を視覚的に捉えることができる手法であり、防災意識の啓発に有効であることから、国・県・他市の事例を踏まえ、参考として検討していきたい。

質問：クラブ化したイベントが開催された場合、市としての対応は。

市長：海を家の営業に関するルールでは、クラブ営業の禁止が徹底されるよう明確に定めている。また、海の家で実施されるライブなどの全てのイベントについて、近隣自治町内会の代表者を含めたイベント審査会がその内容をチェックすることを定めている。よって、違反があれば是正することが求められる、それが悪質であれば、厳しく対応していくことを検討していかなければならないと思う。

質問：海浜組合連合会の規約には、暴力団の排除に関する項目があるが、審査会や連合会等においてその担保はとれているのか。

市民活動部長：県が定めた海水浴場施設の占用許可に係る審査基準では、暴力団関係者に対し占用許可を行わないと定めており、海の家の出店ができなくなっている。また、全ての海浜事業者が加入する海浜組合連合会では、暴力団関係者は会員になれないことを規約で定めている。さらに、海を家の営業ルールでは利用者が暴力団関係者と判明した場合に、利用を拒否するとしている。

質問：新ごみ焼却施設候補地の2次選定結果について、当該地が4つの候補地のうちの1つに選定された理由

環境部長：候補地の検討については、平成25年12月、生活環境整備審議会の中に、用地検討部会を設置し、市民の意見を聴取しながら、候補地の選定をしている。選定は3次選定まで行っており、2次選定の方法としては、敷地面積、接道などの要件のほか、古都保存法の自然的環境等を踏まえた用地の除外、利用可能な用地がない施設の除外等、基本的な条件のみで選定した結果である。

質問：今回、突然、観光厚生常任委員会で、新ごみ焼却施設建設候補地について、4力所が報告された。候補地になること自体、大きな影響があると考えますが、全員協議会などで、議

会全体への報告としなかつたのか。

同部長：これまでの検討経過を、今回、観光厚生常任委員会へ報告したが、今後は、用地検討部会からの答申を受け、平成27年1月末を目途に最終的な建設候補地の絞り込みをした上で、議会に対してしかるべき説明をしていきたいと考える。

質問：今回、当該地において、拠点整備部と環境部の業務が競合しており、それについては市長が調整し判断すべきであり、住民はその結果を知りたいと思われるが、今後の対応について聞きたい。

市長：新ごみ焼却施設建設は本市にとって、最重要課題であり、この建設にあたっては厳しい土地事情がある中、4つの候補地で相対評価を行い、最終的に候補地を絞り込んでいきたいと考えている。そうした考え方を権利者の方々にお伝えしていきたい。

緊急質問

次のような緊急質問が6月27日の本会議最終日において行われました。

質問：深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業について、土地区画整理事業と地区計画に係る都市計画決定手続きを見合わせた理由を聞きたい。

拠点整備部長：都市計画決定に係る公聴会において様々な意見があったこと、また、地元団体から、まちづくり計画への様々な提案があったこと、さらに、新ごみ焼却施設が当該地を候補地の一つとして検討されていることなどへの対応及び見極めのため、手続きを見合わせたところである。

質問：今回、突然、観光厚生常任委員会で、新ごみ焼却施設建設候補地について、4力所が報告された。候補地になること自体、大きな影響があると考えますが、全員協議会などで、議

会全体への報告としなかつたのか。

同部長：これまでの検討経過を、今回、観光厚生常任委員会へ報告したが、今後は、用地検討部会からの答申を受け、平成27年1月末を目途に最終的な建設候補地の絞り込みをした上で、議会に対してしかるべき説明をしていきたいと考える。

質問：今回、当該地において、拠点整備部と環境部の業務が競合しており、それについては市長が調整し判断すべきであり、住民はその結果を知りたいと思われるが、今後の対応について聞きたい。

市長：新ごみ焼却施設建設は本市にとって、最重要課題であり、この建設にあたっては厳しい土地事情がある中、4つの候補地で相対評価を行い、最終的に候補地を絞り込んでいきたいと考えている。そうした考え方を権利者の方々にお伝えしていきたい。

可決した決議

議会は、6月27日の本会議において次の決議を行いました。
北朝鮮による日本人拉致問題の真相究明と早期の全面解決を求める決議

平成26年5月29日、日本国政府は北朝鮮との間で、政府認定の北朝鮮による拉致被害者のみならず、民間団体の独自調査による拉致の疑いが排除されていない失踪者、合計800人超に及ぶ方々についても調査することに合意した。

調査対象者には鎌倉市に在住・在勤していた方も2名存在し、北朝鮮による日本人拉致問題は我が国の外交・安全保障問題のみならず鎌倉市及び鎌倉市民にとっても平穏な生活を脅かすことであると認識するところである。

よって日本国政府には、国際社会との連携を図りつつ、再発防止に向けた取り組みを進めるとともに、2名の鎌倉市民、鎌倉市在勤者を含む特定失踪並びに拉致被害の真相究明と北朝鮮による日本人拉致問題の早期の全面解決を強く求める。

以上、決議する。

平成26年6月27日

鎌倉市議会

可決した意見書

議会は、地方自治法第99条の規定に基づき、地方公共団体の公益に関することについて、意見書を国会または関係行政庁に提出することができます。今定例会では次の意見書を可決し、鎌倉市議会として関係機関に送付しました。

集団的自衛権行使を容認する憲法解釈についての意見書

集団的自衛権については、過去、内閣法制局長官が、憲法第9条のもとで許容される自衛権は自国を守るための必要最小限の範囲であり、集団的自衛権はこの範囲を超える旨の政府答弁を行っており、政府も一貫してこの立場を貫いてきた。

しかしながら、安倍首相は、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の報告書に基づき、集団的自衛権の行使容認に向けた憲法解釈を閣議決定することで、自らの一存で憲法解釈を変更できるとの立場を示した。

そもそも憲法は、首相を初めとする国家権力を厳格に拘束するものであるから、一内閣が憲法の解釈を勝手に変えるなど、国家権力自らがその拘束を解くことは、我が国の立憲主義の原則に反することになる。

国民主権の立場で国家権力を制限し、国民の人権を守るのが憲法の本質的役割であり、立憲主義の原則であるという憲法の本質に照らしても、憲法の解釈変更は権力者の恣意に任せられることがあってはならない。

よって、政府におかれては、国民的議論を踏まえ慎重な審議を行い、立憲主義の立場から、閣議決定のみによる憲法解釈の変更を行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月27日

鎌倉市議会

鎌倉市議会からのお知らせ

◇かまくら議会だより 音声版・点訳版のご案内

「かまくら議会だより」は、鎌倉朗読・録音奉仕会と鎌倉市点訳赤十字奉仕会のご協力により、音声版(収録テープ・デイジー)と点訳版を作成しています。ご希望の方は議会事務局議事調査担当までお問い合わせください。

◇請願・陳情の出し方

市民の皆さんの意見・要望を、市議会を通して行政に反映させる制度として請願と陳情があります。請願は1人以上の紹介議員の署名が必要ですが、陳情は不要です。提出に当たっては、所定の様式があるため、事前に議会事務局議事調査担当までお問い合わせください。

提出の締め切り…提出はいつでも可能ですが、定例会初日の前日までに提出された場合はその定例会で審査し、それ以降の提出の場合は次回定例会での審査となります。

鎌倉市議会事務局 議事調査担当

電話：0467(23)3000 内線2448
FAX：0467(23)5825
メール：gikai02@city.kamakura.kanagawa.jp

本会議・委員会映像公開中です！

鎌倉市議会では、本会議及び各常任委員会等について生中継を行っています。(録画映像も見ることができます)

鎌倉市議会ホームページはこちら！

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gikai/> または、

鎌倉市議会 検索

全員協議会

「最適な資源化のあり方について」
廃棄物減量化及び資源化推進審議会答申

本市のごみ処理における最適な資源化のあり方に関して、6月3日に議会全員協議会を開催し、市長から報告を受け、質疑を行いました。報告の概要は次のとおりです。

「鎌倉市の最適な資源化のあり方について」は、新焼却施設の施設規模等を検討していく上で、品目ごとの資源化のあり方や処理量を検討する必要があるため、廃棄物減量化及び資源化推進審議会に諮問し、平成26年5月30日に答申があったものである。

答申では、循環型社会の形成に係る国等の動向や本市の現状と課題を分析した上で、本市が実施しているマテリアルリサイクルに加えてサーマルリサイクルの観点から、品目ごとにごみ処理量を推計するとともに、環境負荷、経済性、効果、安定的な処理、市民アンケートに基づく市民目線、他市事例の6項目について評価を行い、新焼却施設の稼働後における最適な資源化のあり方について方向性が示されている。

今後、生活環境整備審議会に施設規模等の検討を図る上での基本的な考え方として本答申を示すほか、平成26年度末にはごみ焼却施設基本計画を行政計画として位置付ける予定である。

また、本答申は新焼却施設稼働後の将来の資源化のあり方であることから、平成28年度から平成37年度までの10年間を計画期間とする「第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画」にも反映させていく考えである。

上で、本市が実施しているマテリアルリサイクルに加えてサーマルリサイクルの観点を踏まえ、品目ごとにごみ処理量を推計するとともに、環境負荷、経済性、効果、安定的な処理、市民アンケートに基づく市民目線、他市事例の6項目について評価を行い、新焼却施設の稼働後における最適な資源化のあり方について方向性が示されている。

今後、生活環境整備審議会に施設規模等の検討を図る上での基本的な考え方として本答申を示すほか、平成26年度末にはごみ焼却施設基本計画を行政計画として位置付ける予定である。

また、本答申は新焼却施設稼働後の将来の資源化のあり方であることから、平成28年度から平成37年度までの10年間を計画期間とする「第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画」にも反映させていく考えである。

議決された主な議案等

※下記以外の議案等への賛否については、議会事務局へお問い合わせください。

○：賛成 一：反対 退：退席

会派名	議員名	議案名	議決結果	鎌倉市議会議員	みなみの鎌倉	鎌倉みらい	草莽の会	鎌倉市議会議員	日奈川	神奈川	自由民主党	無所属																						
※会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する2人以上の議員で構成されます。本市議会では、会派に属する議員は代表質問を行ったり、議会運営委員会の委員となり、議会運営に関する協議を行うことができます。	※○は会派の代表者 ※中村聡一郎議員は議長のため、採決には参加していません。			高橋浩司	日向慎吾	永田磨梨奈	小野田康成	久坂くにえ	河村琢磨	中村聡一郎	渡辺隆	大石和久	西岡幸子	納所輝次	山田直人	池田実	前川綾子	岡田和則	長嶋竜弘	渡邊昌一郎	吉岡和江	赤松正博	三宅真里	保坂令子	中澤克之	上島寛弘	千一	竹田ゆかり	松中健治					
第8号	鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
第9号	鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
第10号	鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第13号	鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第14号	鎌倉市まちづくり条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
その他	第4号	3市1組合共催川崎競輪事業からの撤退に関する和解について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議会議案	第2号	集团的自衛権行使を容認する憲法解釈についての意見書の提出について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	第3号	特定秘密保護法を一旦廃止し、国民的議論を尽くすことを求める意見書の提出について	否決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第4号	北朝鮮による日本人拉致問題の真相究明と早期の全面解決を求める決議について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
陳情	第3号	鎌倉市を訪問する学童・生徒のための昼食等の施設確保についての陳情	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※平成26年5月30日付で「公正、公平、透明な政治を実現する会鎌倉」から「草莽の会」に名称変更、無所属の渡邊昌一郎議員が同会に入会。

※平成26年6月11日付で「公明党鎌倉市議会議員団」の代表者は大石和久議員に、「鎌倉みらい」の代表者は山田直人議員に変更。

今定例会では、議員から議案4件が、市長から議案27件及び諮問1件が提出されました。主な議案等の内容及び議会における議決結果は次のとおりです。

《議員提出議案》

集团的自衛権行使を容認する憲法解釈についての意見書の提出について

今定例会に提出された「集团的自衛権行使を容認する憲法解釈に反対する意見書」を求める陳情ほか2件が、付託先の総務常任委員会が議員の賛成により採択されたため、委員会提出議案として提出されたものです。

特定秘密保護法を一旦廃止し、国民的議論を尽くすことを求める意見書の提出について

昨年12月の臨時国会で成立した特定秘密保護法に関し、市民の知る権利が侵害されるよう、いったん法律を廃止し、国民的議論を尽くすことについて国に意見書を提出しようとするものです。

議案では、多数の賛成により、原案を可決しました。

特定秘密保護法を一旦廃止し、国民的議論を尽くすことを求める意見書の提出について

議案では、多数の賛成により、原案を可決しました。

議案では、総員の賛成により、原案を可決しました。

北朝鮮による日本人拉致問題の真相究明と早期の全面解決を求める決議について

北朝鮮による日本人拉致問題に関し、北朝鮮との間で合意した調査対象者に、本市在住・在勤者2名が含まれていることから、国際社会との連携を図りつつ、再発防止に向けた取り組みを進めるとともに、拉致被害等の真相究明と早期の全面解決を求めることについて、議会として決議するものです。

議案では、総員の賛成により、原案を可決しました。

議案では、総員の賛成により、原案を可決しました。

条例関係議案

海水浴場のマナーの向上に関する条例の制定について

安心で快適な海水浴場とするため、海水浴場の利用者によるマナーに反する迷惑行為を防止し、マナーの向上を図るため必要な事項を定めようとするもので、公布の日から施行しようとするものです。

議案では、総員の賛成により、原案を可決しました。

議案では、総員の賛成により、原案を可決しました。



由比ガ浜海水浴場の様子(平成25年7月撮影)

議案では、多数の賛成により、原案を可決しました。

議案では、多数の賛成により、原案を可決しました。

(可決した決議及び意見書の全文は3面をご覧ください)

《市長提出議案》

海水浴場のマナーの向上に関する条例の制定について

安心で快適な海水浴場とするため、海水浴場の利用者によるマナーに反する迷惑行為を防止し、マナーの向上を図るため必要な事項を定めようとするもので、公布の日から施行しようとするものです。

議案では、総員の賛成により、原案を可決しました。

議案では、総員の賛成により、原案を可決しました。

議案では、総員の賛成により、原案を可決しました。

議案では、総員の賛成により、原案を可決しました。

議案では、多数の賛成により、原案を可決しました。

議案では、多数の賛成により、原案を可決しました。

議案では、多数の賛成により、原案を可決しました。

議案では、多数の賛成により、原案を可決しました。

議案では、多数の賛成により、原案を可決しました。

議案では、多数の賛成により、原案を可決しました。

倉市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ問題対策連絡協議会及びいじめに関する調査委員会を設置し、その組織及び運営に関して必要な事項を定めるもので、公布の日から施行しようとするものです。

議案では、総員の賛成により、原案を可決しました。

議案では、総員の賛成により、原案を可決しました。

議案では、総員の賛成により、原案を可決しました。

議案では、総員の賛成により、原案を可決しました。

議案では、総員の賛成により、原案を可決しました。

議案では、総員の賛成により、原案を可決しました。

議案では、総員の賛成により、原案を可決しました。

議案では、総員の賛成により、原案を可決しました。

議案では、総員の賛成により、原案を可決しました。

議案では、総員の賛成により、原案を可決しました。

議案では、総員の賛成により、原案を可決しました。

公平委員会委員

次の方の選任についての議案に同意しました。

沼野 輝彦氏(常盤在住)

農業委員会委員

次の方の選任についての議案に同意しました。

西岡 幸子議員(笹田在住)

永田磨梨奈議員(七草津東在住)

渡辺 隆議員(材木座在住)

教育委員会委員

次の方の選任についての議案に同意しました。

朝比奈 恵温氏(山ノ内在住)

諮問

公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立てについて

おなり子どもの家への入所の一つであることに変わりはありません。

これからも、より充実した「議会だより」のあり方を模索しながら、分かりやすい紙面づくりに努めてまいります。

(小野田康成)

編集後記

鎌倉市議会ではことし12月の上程を目指し、議会基本条例の制定準備を進めております。

その条例の中では「情報の積極的な発信」がうたわれており、上程に先駆けて「オープンミーティング」「議会報告会&意見聴取会を開催し、さらにフェイスブックページを開発するなど、情報の積極的な発信に努めてまいります。

しかし、この「議会だより」が、市民の皆さまにとってもっとも身近な情報受信ツール

議会広報委員会

委員長 上島 寛弘

副委員長 河村 琢磨

委員 保坂 令子

委員 西岡 幸子

委員 池田 実

委員 渡邊昌一郎

委員 小野田康成

委員 吉岡 和江